

平成23年甲賀広域行政組合議会第1回定例会 議決結果

議案番号	件 名	議決年月日	議決結果
議案第7号	甲賀広域行政組合課設置条例の一部を改正する条例の制定について	H23.3.29	原案可決
議案第8号	甲賀広域行政組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について	H23.3.29	原案可決
議案第9号	甲賀広域行政組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	H23.3.29	原案可決
議案第10号	甲賀広域行政組合行政財産使用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について	H23.3.29	原案可決
議案第11号	甲賀広域行政組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について	H23.3.29	原案可決
議案第12号	平成22年度甲賀広域行政組合一般会計補正予算(第5号)について	H23.3.29	原案可決
議案第13号	平成23年度甲賀広域行政組合一般会計予算について	H23.3.29	原案可決

議案第 7 号

甲賀広域行政組合課設置条例の一部を改正する条例の制定について

甲賀広域行政組合課設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

平成 23 年 3 月 29 日 提出

甲賀広域行政組合管理者 中嶋 武嗣

平成 23 年 3 月 29 日 原案可決

甲賀広域行政組合議會議長 服部 治男

甲賀広域行政組合課設置条例の一部を改正する条例

甲賀広域行政組合課設置条例(昭和 48 年甲賀郡行政事務組合条例第 7 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条中「統括管理課」を「総務課」に改める。

第 3 条の表 統括管理課の項中「統括管理課」を「総務課」に改め、同項中第 6 号を削り、第 7 号を第 6 号とし、第 8 号を第 7 号とし、第 9 号を第 8 号とする。

附 則

この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 8 号

甲賀広域行政組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部
を改正する条例の制定について

甲賀広域行政組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

平成 23 年 3 月 29 日 提出

甲賀広域行政組合管理者 中嶋 武嗣

平成 23 年 3 月 29 日 原案可決

甲賀広域行政組合議會議長 服部 治男

甲賀広域行政組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を
改正する条例

甲賀広域行政組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成 17 年甲
賀広域行政組合条例第 4 号)の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 号中「別表」を「第 2 条第 2 項」に改める。

附 則

この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 9 号

甲賀広域行政組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

甲賀広域行政組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

平成 23 年 3 月 29 日 提出

甲賀広域行政組合管理者 中嶋 武嗣

平成 23 年 3 月 29 日 原案可決

甲賀広域行政組合議會議長 服部 治男

甲賀広域行政組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

甲賀広域行政組合職員の育児休業等に関する条例(平成4年甲賀郡行政事務組合条例第2号)の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

- (3) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員
- ア 次のいずれにも該当する非常勤職員
 - (ア) 任命権者と同じくする職(以下「特定職」という。)に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員
 - (イ) その養育する子が1歳に達する日(以下「1歳到達日」という。)を超えて特定職に引き続き在職することが見込まれる非常勤職員(当該子の1歳到達日から1年を経過する日までの間に、その任期が満了し、かつ、当該任期が更新されないこと及び特定職に引き続き採用されないことが明らかである非常勤職員を除く。)
 - (ウ) 勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員
 - イ 次条第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員(その養育する子の1歳到達日(当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業をしている非常勤職員に限る。)
 - ウ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第2条の2を第2条の3とし、第2条の次に次の1条を加える。

(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)

第2条の2 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

- (1) 次号及び第3号に掲げる場合以外の場合 非常勤職員の養育する子の1歳到達日
- (2) 非常勤職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業(以下この条において「地方等育児休業」という。)

をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合(当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。) 当該子が1歳2箇月に達する日(当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数(当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。)から育児休業等取得日数(当該子の出生の日以後当該非常勤職員が甲賀広域行政組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年甲賀郡行政事務組合条例第4号)第14条の規定による特別休暇(8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)以内に出産する予定である女子職員が申し出た場合又は女子職員が出産した場合におけるものに限る。ただし、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員等」という。)以外の非常勤職員にあっては、当該非常勤職員について定められた当該特別休暇に相当する休暇とする。)の承認を受けたことより勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。)を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日)

- (3) 1歳から1歳6箇月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日))の翌日(当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあっては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であって、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該子が1歳6箇月に達する日
ア 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日(当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において地方等育児休業をしてい

る場合

イ 当該子の 1 歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合

第 3 条に次の 2 号を加える。

(6) 第 2 条の 2 第 3 号に掲げる場合に該当すること。

(7) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとすること。

第 11 条中「(平成 6 年甲賀郡行政事務組合条例第 4 号)」を削る。

第 19 条中「育児短時間勤務又は育児休業法第 17 条の規定による短時間勤務をしている」を「次に掲げる」に改め、同条に次の 2 号を加える。

(1) 育児休業法第 17 条の規定による短時間勤務をしている職員

(2) 次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員(再任用短時間勤務職員等を除く。)

ア 特定職に引き続き在職した期間が 1 年以上である非常勤職員

イ 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員

第 20 条第 1 項中「正規の勤務時間」を「甲賀広域行政組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例第 8 条第 1 項に規定する正規の勤務時間(非常勤職員(再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。)にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間)」に改め、同条第 2 項中「甲賀広域行政組合職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成 6 年甲賀郡行政事務組合規則第 7 号)第 15 条第 1 項第 8 号の特別休暇」を「生後 1 年に達しない子を育てる職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合におけるもの」に改め、同条に次の 1 項を加える。

3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1 日につき、当該非常勤職員について 1 日につき定められた勤務時間から 5 時間 45 分を減じた時間を超えない範囲内(当該非常勤職員が前項の特別休暇に相当する休暇を承認されている場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2 時間から当該特別休暇を承認されている時間を減じた時間を超えない範囲内)で行うものとする。

附 則

この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 10 号

甲賀広域行政組合行政財産使用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

甲賀広域行政組合行政財産使用料徴収条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

平成 23 年 3 月 29 日 提出

甲賀広域行政組合管理者 中嶋 武嗣

平成 23 年 3 月 29 日 原案可決

甲賀広域行政組合議会議長 服部 治男

甲賀広域行政組合行政財産使用料徴収条例の一部を改正する条例

甲賀広域行政組合行政財産使用料徴収条例(平成 19 年甲賀広域行政組合条例第 14 号)の一部を次のように改正する。

別表建物の部鹿深ホール又は消防本部屋内訓練場の項中「鹿深ホール又は」を削る。

附 則

この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 11 号

甲賀広域行政組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について

甲賀広域行政組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

平成 23 年 3 月 29 日 提出

甲賀広域行政組合管理者 中嶋 武嗣

平成 23 年 3 月 29 日 原案可決

甲賀広域行政組合議会議長 服部 治男

甲賀広域行政組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する
条例

甲賀広域行政組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成 12 年甲賀郡行政事務組合条例第 6 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条中「第 1 工場」を「第 1 施設」に、「第 2 工場」を「第 2 施設」に改める。

附 則

この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

平成22年度 甲賀広域行政組合一般会計補正予算（第5号）

平成22年度甲賀広域行政組合一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるとところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 5,073千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3,101,058千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

- 第2条 地方債の変更是、「第2表 地方債補正」による。

平成23年 3月29日 提出
甲賀広域行政組合管理者 中嶋武嗣

平成23年 3月29日 原案可決
甲賀広域行政組合議會議長 服部治男

第1表 岳入歳出予算補正
歳 入

款		項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1. 分担金及び負担金			2,456,518 千円	3,327 千円	2,459,845 千円
1. 負 担 金		金	2,456,518	3,327	2,459,845
2. 使 用 料 及 び 手 数 料			428,900	△8,500	420,400
2. 手 数 料		料	428,564	△8,500	420,064
5. 諸 収 入			58,608	2,000	60,608
2. 雜 入		入	58,538	2,000	60,538
6. 組 合 債			88,500	△1,900	86,600
1. 組 合 債		債	88,500	△1,900	86,600
補 正 さ れ な か つ た 款 に 係 る 額			73,605		73,605
歳 入 合 計		計	3,106,131	△5,073	3,101,058

歳 出

款		項	補正前の額	補正額	計
2. 給 務 費	費		103,986 千円	△1,780 千円	102,206 千円
	1. 総務費	理管費	86,437	△1,780	84,657
3. 衛 生 費	費		1,149,082	△13,216	1,135,866
	1. 清掃費	費	1,149,082	△13,216	1,135,866
5. 消 防 費	費		1,467,792	9,923	1,477,715
	1. 消防費	費	1,467,792	9,923	1,477,715
補正された款に係る額		計	385,271		385,271
歳出合計		計	3,106,131	△5,073	3,101,058

第2表 地方債補正
変更

起債の目的	補正前			補正後		
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法
大阪湾圏域広域処理場整備事業	1,900 千円	普通貸付 又は 証券発行	4.0% 年 %	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、 (ただし、利率見直し方その債務者との協定するものによる。 式で借り入れる政府資金ただし、組合財政の都合により据置について、利率の見直し期間及び償還期限を短縮し又は繰上を行った後においては、 当該見直し後の利率)償還若しくは低利に借換えことができること	0 千円	— 年 %

議案第13号

平成23年度 甲賀広域行政組合一般会計予算

(歳入歳出予算)

第1条 岳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3,823,729千円と定める。

2 岳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、400,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用と定める。

平成23年 3月29日 提出

甲賀広域行政組合管理者

中嶋武嗣

平成23年 3月29日 原案可決

甲賀広域行政組合議会議長 服部治男

第1表 歳入歳出予算

歳入

款		項	金額
1. 分担金	及び負担金		2,790,870 千円
2. 使料	及び手数料	1. 負担金	2,790,870
3. 繼越	金	1. 使料	409,338
4. 諸収	入	2. 手数料	286
5. 組合	債		409,052
		1. 繰越金	7,500
		2. 預金	7,500
		3. 雜入	51,021
		4. 利子	50
		5. 債	50,971
		1. 組合債	565,000
		2. 嶓計	565,000
		3. 嶓合計	3,823,729

歳出

款	項	金額
1. 議会費		632 千円
2. 総務費	1. 議会費	632
	1. 総務費	95,810
	2. 徵税費	78,089
	3. 監査委員費	17,252
3. 衡生費		469
	1. 清掃費	1,652,415
	1. 林業費	1,652,415
4. 農林業費		901
	1. 林業費	901
5. 消防費		1,778,131
	1. 消防費	1,778,131
6. 公債費		292,840
	1. 公債費	292,840
7. 予備費		3,000
	1. 予備費	3,000
歳出	合計	3,823,729

第2表 債務負担行為

事項	期間	限度額
し尿処理施設整備事業	平成22年度から平成24年度まで	千円 804,762

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
し尿処理施設整備事業	千円 517,800	普通貸借 又は 証券発行	4. 0%以内 (ただし、利率見直し方式で 借り入れる政府資金について、 利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者との協定するものによる。ただし、組合財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し又は繰上償還若しくは低利に借換えることができる。
消防施設整備事業	47,200	"	"	"
計	565,000			